別紙第１０

情報システムの調達に係るサプライチェーン･リスク対応に関する特約条項

甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン･リスク（当該情報システム及びその構成品　等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。

（意図せざる変更が加えられないための管理体制）

第１条　乙は、この契約の履行において、本情報システム（この契約において全部又は　一部を設計、構築･製造、運用･保守又は廃棄（賃貸借によるものを含む。）する情報システムをいう。以下同じ。）に防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、再委託（再々委託以降の委託を含む。なお、市場に流通するカタログ製品の購入は、再委託に含まれない。以下同じ。）先を含め、この特約条 項の定めるところにより、一貫した品質管理体制の下で行わなければならない。ただし、第三者に再委託しても情報システムの内容を知り得ないことが明らかな場合並びに第三者に再委託してもマルウェア等の不正なプログラム及び機器が組み込まれる等のリスクがないことが明らかである製造請負を再委託する場合は、この限りではない。

2 乙は、防衛省の意図しない変更や要機密性情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）を甲に提出しなければならない。第三者機関による品質保 証体制を証明する書面等が提出可能な場合には、当該書面等を合わせて提出するものとする。

3 乙は、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用･保守業務を行う契約にあっては、当該 運用･保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）を整備し、当該手順及び体制を示した書面を甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約の一部を再委託する場合には、前項により、防衛省と乙が連携して行う追跡調査や立入検査等を再委託先が受け入れるよう、あらかじめ再委託先と約定しておかなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する再委託先の従業員の情報を確認するため、これに協力する旨を再委託先との約定に含めなければならない。

5 乙は、サプライチェーン. リスクを低減する対策として、情報システムの設計、製　造･構築、運用･保守、廃棄の各工程における不正行為の有無について定期的及び必要に応

じて監査を行うとともに、この契約により甲に納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試　験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙において適切に設定し、少なくとも以下の 6 項目については必ず実施しなければならない。

(1) 環境設定されたパラメータの再確認

(2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認

(3) ウイルスチェック

(4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認

(5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認

(6) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認

6 乙は、前項の試験に関し、実施要領を作成し、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合には、特別な指示が無い限り、届出をすれば足りる。

7 乙は、この契約の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、この契 約の履行における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く。）を第三者に再委託する場合には、乙は、主たる契約条項の下請負に関する規定の定め　るところにより、必要な手続きを実施しなければならない。

8 ’前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合その他の事由により、届出を行った内容等を変更する場合に準用する。

9 乙は、再委託先に提供する情報は必要最低限の範囲とし、提供された情報を第三者に漏洩することを防止するため、再委託先において適切な管理を行う旨を再委託先との約定に含めなければならない。

10 乙は、この契約の一部を第三者に負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされていることにつきその責めを免れない。

11 乙は、この契約の一部の再委託に当たり、再委託先においてこの特約条項に定める義務が確実に履行されるため必要な事項を、再委託先と約定しなければならない。

（委託先の資本関係･役員の情報等に関する情報提供）

第 2 条 乙は、この契約の履行に従事する従業員（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、この契約の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとし、以下の情報を書面にして、甲に届け出なければならない（送付も可とする。）。

(1) 乙の資本関係及び役員の情報

(2) この契約に係る各工程の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）

(3) この契約の履行に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキ ュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）

(4)　この契約の履行に従事する従業員の国籍（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第２８条第 1 項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第２３号）第 10 条第 1 項第 3 号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合

(5)　情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省及び防衛省以外とのそれぞれの契約実績）

2 前項の規定は、乙がこの契約の履行に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

3 乙は、この契約の一部を再委託する場合、再委託業務に従事する従業員を必要最低限に限ることを再委託先と約定するとともに、以下の情報を書面にして甲に届け出なければならない（送付も可とする。）。

(1)　再委託先の資本関係及び役員の情報

(2)　再委託業務の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）

(3)　再委託業務に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリ ティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）

(4)　再委託業務に従事する従業員の国籍の割合

(5)　情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省又は防衛省以外との契約実績）

4 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

（サプライチェーン. リスクに係る監査の受入れ等）

第 3 条　乙は第 1 条第 3 項に定める防衛省が行う追跡調査や立入検査等を受け入れなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場 合には、この契約の履行に従事する従業員の情報を確認するため、これに協力しなければならない。

2　乙は、再委託先に対し、定期的及び必要に応じて再委託先におけるサプライチェーン･リスク対応についての実施状況について監査を行うものとする。

（機器等の調達）

第 4 条　乙は、この契約により甲に納入する「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）には、Common Criteria (ISO/IEC15408)の評価保証レベル(EAL) 4 以上の製品を努めて使用しなければならない。機器等に当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予　定している機器等と当該基準の比較表を作成し、甲の確認を得た後、安全性及び信　頼性の高い製品を使用するものとする。ただし、使用を予定している機器等と当該　基準の比較表の確認に当たり、既に甲の確認を得た比較表と同一である場合は、特　別な指示がない限り、届出をすれば足りる。

2 乙は、第 2 条第 3 項に掲げるもののほか、機器等の製造を再委託先に請け負わせ　る場

合、再委託先にこれらの製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避 するための試験を行わせなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ 技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙が再委託先と調整して適切 に設定し、少なくとも以下の 6 項目については必ず実施しなければならない。

(1) 環境設定されたパラメータの再確認

(2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認

(3) ウイルスチェック

(4) 不要なソフトウエアパッケージの削除の確認

(5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認

(6) ソフトウェアのインストール手順書(インストールソフトウェアの名称及び設定 パラメータ内容から成る手順書をいう。)の完成度の確認

3 乙は、前項の試験に関し、再委託先に実施要領を作成させ、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合は、特別な指示が無い限り、届け出をすれば足りる。

4 乙は、機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を整備し、機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関する情報(以下「トレーサビリティ情報」という。)を把握しなければならない。また、乙は、当該管理体制に以下の項目を含めなければならない。

(1) 機器等に対して不正な変更が加えられないための体制

(2) 不正な変更が加えられていないことを検査する体制

(3) 機器等の設計から部品検査、製造、完成検査に至る工程を一貫した品質保証体制の下で、不正な変更が行われないことを保証する体制

5 乙が機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合にも、前項の規定を準用するものとする。

6 乙は、前 2 項の規定による管理体制を証明する資料を甲に提出しなければならない。また、甲の求めに応じ、トレーサビリティ情報を甲に提出しなければならない。

(防衛省施設において作業を実施する場合の届出)

第 5 条 乙は、この契約の履行のため、納入先部隊等の防衛省施設(艦艇を含む。)において作業(情報システムの内容を知り得ないことが明らかである役務を除く。)を行う場合には、あらかじめ、作業従事者名簿(当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一 覧にした名簿をいう。以下同じ。)を書面により甲に提出又は送付し、甲の確認を得なければならない。 2 甲は、前項により乙から提出された作業従事者名簿について、第 2 条第 1 項及び 第 2 条第 3 項により乙があらかじめ届け出ている従業員であることが確認できた場 合には、名簿の写しに確認年月日及び確認者名又は部署の長の了解を得た上で確認部署名を記入し、乙に送付又は手交する。

3 乙は、納入先部隊等の防衛省施設(艦艇を含む。)における作業に当たり、作業従 事者名簿の写しに作業従事者管理報告書(作業従事者名簿の従事者ごとに作業内容の予定と実

績を日ごとに記録する報告書）を添付し、この契約の受領検査官又は使　用責任者（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の 11 第 2 項の補助者として　甲が乙に通知した者をいう。）に書面により届け出なければならない（送付も可とする。）。納入に先立ち部隊等で現　地技術確認試験等を行う場合には、受領検査官又は使用責任者に代えて、甲が乙に　指定する当該部隊等に所属する者（作業確認者）に届出（送付も可とする。）を行うこととする。

（その他）

第 6 条　この特約条項各条の規定により、乙が甲又は防衛省に提出する資料、書面等の名称及び提出時期については、この特約条項の別表による。

2 別表に掲げる資料、書面等により甲に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、甲は乙に是正を求めることがあり、乙は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかり、この契約の目的が達することができなくなった　場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

4 前項の場合においては、主たる契約の解除に関する規定を準用する。

別表

情報システムの調達におけるサプライチェーン･リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期
（第 6 条関係）

番号	名称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
1	管理手順及び品質保証体制（意図しない変更及び情報の窃取等の保証）	第 1 条 第 2 項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）	契約の締結後遅滞なく	任意
2	不正発見時の追跡調査及び立入検査等の手順及び体制（原因調査及び排除）	第 1 条 第 3 項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と速携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用･保守業務を行う契約にあっては、当該運用･保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）	契約の締結後遅滞なく	任意
3	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第 1 条 第 6 項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
4	再委託業務に従事させる揚合の届出書	第 1 条 第 7 項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	主たる契約条項の定めによる。
5	委託業務従事者届出書	第 2 条 第 1 項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	付紙様式第 1
6	委託業務従事者届出書（変更）	第 2 条 第 2 項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	付紙様式第 1
7	再委託業務に従事させる場合の届出書	第 2 条 第 3 項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、 業務を行う前まで	付紙様式第 2
8	再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）	第 2 条 第 4 項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が従事者を変更する前まで	付紙様式第 2
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC15408) の比較表	第 4 条 第 1 項	機器等に Common Criteria (ISO/IEC 15408) レベル 4 を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意
10	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第 4 条 第 3 項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
11	製造工程の履歴を記録する管理体制	第 4 条 第 6 項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後遅滞なく（再委託する場合）再委託先において、業務を行う前まで	任意
12	トレーサビリティ情報（機器等を構成する主要部品）	第 4 条 第 6 項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意
13	作業従事者名簿届出書（追加）	第 5 条 第 1 項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第 3
14	作業従事者管理報告書	第 5 条 第 3 項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第 4